

1、総務部

（平和行政について）

- 1、憲法を区民のくらしに生かす区政を推進すること。
- 2、憲法違反の安保関連法（戦争法）廃止を国に求めること。
- 3、国民保護計画にもとづく訓練は実施しないこと。
- 4、非核平和都市宣言区の看板を増やし、公共施設に平和記念像の設置をすること。葛飾区非核平和条例を制定すること
- 5、広島・長崎平和祈念式典への青少年派遣事業の実施、博物館等での常設展示をすること。
- 6、葛友会の事業などに支援を強めること。
- 7、広島・長崎祈念式典への被爆者の家族参加も認めること。
- 8、葛飾区における東京大空襲の証言・記録集をつくること。
- 9、秘密保護法の運用に対し、反対を表明すること。

（税制について）

- 1、消費税10%への実施中止を求めること。
- 2、地方税の根本原則をゆがめる地方法人特別税・地方法人特別譲与税と法人住民税の国税化を直ちに撤廃し、地方税として復元することを国に求めること。また、地方を担う権限と責任に見合う地方税財源の拡充という本質的問題に取り組むよう求めること。
- 3、医療機関の消費税の負担軽減を国に求めること。
- 4、所得税法56条の廃止を国に求めること。
- 5、税法上の「みなし寡婦控除等」を国に求めること。
- 6、低所得者の住民税の軽減を実施すること。
- 7、非課税限度額の引き下げはおこなわないこと。
- 8、復興特別住民税を廃止すること。

（契約制度について）

- 1、公契約条例を制定し、指定管理者や下請け企業に公正な賃金、労働条件を保障させること。
- 2、官工需の発注は、区内業者の育成をつらぬくよう現行入札制度を改めること。

- 3、小規模工事登録制度を実施し、中小業者の受注機会を確保すること。
- 4、什器の買入れは、可能な限り区内業者へ分割発注すること。
- 5、物品委託入札についても、単品スライド制度を導入すること。
- 6、非常勤職員の時給を引き上げること。
- 7、プロポーザル方式による業者選定は不透明であり、見直すこと。

(公正な区政運営について)

- 1、総合庁舎整備基本構想は、白紙に戻すこと。
- 2、理科大への利子補給をやめること。
- 3、東金町運動場多目的広場、にいじゅくみらい公園運動場多目的広場の特権的優先利用をあらためること。
- 4、不公正な同和行政は直ちにやめること。
- 5、区幹部職員の天下りを根本的に見直すこと。
- 6、オンブズマン制度をつくり、区民の苦情や提案を受け入れること。
- 7、公正な監査業務の遂行と監査委員制度の独立性のために、常勤監査委員の選任の改革、とりわけ区退職幹部の登用は行わないこと。
- 8、パブリックコメント制度を改善し、条例化すること。
- 9、欠陥だらけのマイナンバー制度は、実施の中止を求めること。

(その他)

- 1、東京電力・N T Tの電柱などの道路占用料を政令基準どおり徴収すること。
- 2、議員が行う友好都市等交流派遣への助成はやめること。
- 3、収納対策の名のもとに、無理な回収計画を押し付けないこと。

2、政策経営部

(行政評価について)

- 1、事務事業の評価は、恣意的な分類をやめ、款項目別の順序で実施し、評価すること

(指定管理者等について)

- 1、スポーツセンター、テクノプラザ、シンフォニーヒルズなどの主要施設は区の直営で運営し、新たに指定管理者制度の適用を広げないこと。指定管理者

には経理内容の公開を義務付けること。

- 2、公共施設の新設・建て替えについては、PFIは導入しないこと。
- 3、市場化テストは公共サービスをビジネスの道具とし、住民参加や議会の監視を後退させ、自治体破壊につながるもので、導入しないこと。
- 4、コンサルタント任せにせず、自主的・自立的な事業実施につとめること。

(男女共同参画について)

- 1、男女平等推進計画に、賃金などの男女間の格差を是正する計画を明記すること。
- 2、育児休暇や介護休暇が取得できるように、実行ある対策をとること。
- 3、女性管理職を積極的に登用すること。
- 4、DV相談は、いつでも対応できるように拡充すること。

(その他)

- 1、23区でも非正規雇用率が高い状況を是正し、有給休暇を取得し、職員が仕事に誇りを持ち、安心して働き続けられる環境をつくること。
- 2、職員の長時間残業を正し、メンタルヘルス対策を強化すること。
- 3、民間委託による来庁者へのサービス低下を招いている現状があるので、戸籍住民課の窓口業務は直営で行うこと。
- 4、23区厚生一部事務組合を整理・縮小するよう求めること。

3、福祉部

(国民健康保険について)

- 1、国庫補助を引き上げるよう国に求めること。
- 2、国保制度の広域化に反対すること。
- 3、高すぎる国保料の負担軽減策を講じること。
- 4、減免基準を拡大し、申請があった場合、弾力的に対応すること。
- 5、資格証の発行はしないこと。
- 6、医療費窓口負担が1割から2割に増えた方に対する軽減策を設けること。
- 7、子どもの均等割り保険料を免除すること。

（後期高齢者医療制度について）

- 1、後期高齢者医療制度の廃止を求めること。
- 2、特例措置の減免制度を維持し、保険料の値上げをしないこと。
- 3、75歳以上の医療費を無料にすること。

（高齢者施策について）

- 1、要介護1・2の方が、特養ホームに入所できるように特例入所基準を積極的に活用すること。
- 2、待機者解消の特別養護老人ホームの増設計画をもつこと。
- 3、養護老人ホームを増設すること。
- 4、特別養護老人ホームの優先入所基準は、本人の状況に重点をおいた基準にすること。
- 5、小規模多機能型居宅介護施設を増設すること。そのための独自の支援策を講じること。
- 6、療養型病床の削減・廃止計画は地域の実情にそった計画にすよう求めること。
- 7、災害時の電力確保のために、介護施設に非常用発電機を設置すること。
- 8、介護保険料の減免制度の実施とともに、利用料の軽減策を拡充すること。
- 9、介護施設入所・利用者の食費・居住費の自己負担分への助成制度を実施すること。
- 10、デイサービスの食費の軽減をすること。
- 11、介護保険では、通院時の病院への付き添いは入口までとなっているため
- 12、病院内の付き添いについては区独自のサービスを実施すること。
- 13、地域包括支援センターを増やし、夜間・休日も含め体制を強化すること。
- 14、総合事業を実施する事業者に対し独自の報酬加算をおこなうこと。
- 15、障害をもつ高齢者が、介護サービスと障害者サービスをできる限り併用できるようにすること。
- 16、紙おむつの支給・助成は、要介護度や所得で制限せず、必要な方を対象とすること。
- 17、緊急見守り通報システムの利用料は、低所得者を無料にすること。
- 18、くつろぎ入浴証は、65歳以上に緩和すること。
- 19、憩い交流館（旧敬老館）に公共の風呂を復活すること。

- 20、高齢者の就労確保の為、シルバー人材センター等の高齢者団体への発注を増やし、配分金は、最低賃金を上回るようにすること。
- 21、シルバーパスは、所得に応じて千円、3千円、5千円券を発行するよう都に働きかけること。
- 22、小菅地域乗合タクシーさくらおよびマイスカイ交通の乗車にあたって、シルバーパスが利用できるよう支援すること。
- 23、介護職員の処遇改善のために独自の賃金助成、資格を取るための修学資金の支援をすること。

(障害者施策について)

- 1、障害者グループホームを増設すること。
- 2、民間障害者施設への区の独自加算を拡充すること。
- 3、区内に入所更生施設をつくること。
- 4、災害時の電力供給を保障するために、障害者施設に非常用発電機を設置すること。
- 5、障害者サービスの利用料は、無料にすること。
- 6、10%の施設補助、給食費の軽減制度を継続すること。
- 7、心身障害者福祉手当外出支援分は、助成額を引き上げ、年齢制限をしないこと。
- 8、ウエルピアかつしかは、日曜開館をはじめ障害者団体の意見も聞き、利用しやすいようにすること。
- 9、障害者の補装具給付等の判定については、ウエルピアで実施すること。
- 10、手話通訳者の養成を拡充し、交通費は実費支給とすること。
- 11、移動支援および同行援護を拡充すること。
- 12、障害者施設の仕事確保に全力をつくすこと。
- 13、酸素吸入装置受給者に、購入費の助成を行うこと。
- 14、公共施設のトイレに、肢体不自由の成人が使用可能なベッドを設置すること。
- 15、精神障害者の医療費の軽減を図ること。
- 16、精神障害者の交通費補助制度を創設すること。
- 17、精神障害者施設での食事代の補助を行うこと。
- 18、精神障害者福祉手当を実施すること。

(生活保護について)

- 1、生活保護の申請書は、申請主義にもとづき無条件に渡すこと。
- 2、生活保護申請者に対して、必要に応じて需給が決定するまで支援をすること。
- 3、入浴券、修学旅行支度金、見舞金、夏期健全育成のための物品の支給など、独自の法外援護事業を復活すること。
- 4、医療券を改善して、医療証を発行すること。
- 5、ホームレス・ネットカフェ難民の実態調査をすること。
- 6、高齢加算の復活を国に求めること。
- 7、生活困窮者自立支援法のもと、施策の充実をはかること。
- 8、低額無料宿泊所の調査を行い、必要な対策を講じること。

4、子育て支援部

(保育園・私立幼稚園について)

- 1、ひとり親家庭への家賃補助制度を復活すること。
- 2、待機児を解消するために、公立の認可保育所の積極的な増設を行うこと。
- 3、18歳までの医療費を無料にすること。
- 4、保育料を値下げすること。
- 5、小規模保育所における3歳児入所先との連携を構築すること。
- 6、乳児（1歳未満）を養育している家庭に「乳児育成手当」を創設すること。
- 7、私立幼稚園の預かり保育を充実すること。
- 8、保育園における障害児認定の専門家の機関を立ち上げるとともに、障害児加算を増額すること。
- 9、公立保育園の教材費、備品費を大幅に増やすこと。また栄養士を増員すること。
- 10、「子育て支援施設の整備方針」を撤回すること。
- 11、公立保育園の民設民営化をやめること。
- 12、保育従事者職員の処遇改善にとりくむこと。
- 13、認証保育園の人員配置も含めた支援、および保護者負担を軽減すること。
- 14、認証保育園の認可化にあたり、社会福祉法人化の支援も行うこと。
- 15、認可外保育所の新たな助成制度を創設し、指導・監督を強化すること。
- 16、入院助産制度を拡充すること。

17、児童育成手当の支給は毎月支給にみなおすこと。

(児童館・学童保育クラブについて)

- 1、児童館の廃止計画を撤回すること。
- 2、区立学童保育クラブの廃止は行わないこと。
- 3、学童保育クラブの抜本的な増設で、児童定数は40名以下に改めること。
- 4、施設の耐震化をはかり、トイレは男女別に改善すること。
- 5、公立学童保育クラブでの障害児枠を増やし、公私立とも障害児加算を拡充すること。
- 6、学童保育クラブにおける学年別保育をやめること。
- 7、学童保育クラブとわくわくチャレンジ広場との一体化の推進はやめること。

5、健康部

- 1、保健センターを増設すること。
- 2、保健センターの保健師体制を強化すること。
- 4、訪問看護師を区独自に養成する事業を検討すること。
- 5、保健センターにエレベーターを設置するとともに、老朽化したセンターは建替えること。
- 6、がん診療体制の拡充・強化をすること。
- 7、ガン健診は無料に戻すこと。
- 8、周産期医療の充実をはかること。
- 9、小児救急医療体制を拡充し、土日、深夜及び外科も対応すること。
- 10、インフルエンザ予防接種の助成対象者を拡大し、費用負担を軽減すること。
- 11、差額ベッド代に対して、助成制度を設けること。
- 12、難病患者や小児慢性特定疾病にかかわる法改定のもと、医療費などの負担増を独自に軽減すること。
- 13、ネズミや鳥などによる被害を調査し、対策を実施すること。

6、環境部

(地球温暖化について)

- 1、飯田市のおひさまファンドに学び、区民との協働に取り組むこと。太陽光発電システム設置の初期費用ゼロの仕組みをつくること。
- 2、太陽光発電をすべての公共施設に設置すること。
- 3、太陽熱利用や燃料電池、蓄電池などの普及を推進し、再生可能エネルギー活用の促進をはかること。
- 4、家庭向けおよび事業所向けのLED電球購入費助成を復活・拡充すること。
- 5、東電に頼らず、安価で安定的な供給を受けられる電力業者の確保をすること。

（ゴミ行政について）

- 1、家庭ゴミの有料化はしないこと。
- 2、拠点回収の種別や箇所数などを増やすこと。
- 3、事業系ゴミ手数料の値上げをやめ、零細業者に対し減免を実施すること。
- 4、企業に対して、リサイクルしやすいような製品製造に徹するよう、あらゆる機会を通じて働きかけること。
- 5、集団回収への報奨金単価を引き上げること。
- 6、粗大ごみ持込みステーションの設置か所を増やすこと。

（大気汚染について）

- 1、排ガス対策として、自動車排ガスの測定局に、有害物質（PM2.5含む）の調査が行えるよう測定機器を設置すること。まだ常時監視測定局のない主要幹線道路に自動車排ガスの監視測定局を増設すること。
- 2、測定移動車を復活し、機動的な測定ができるようにすること。
- 3、大気汚染被害者の18才以上医療費助成制度の新規調査の復活・充実を求めること。
- 4、平和橋通り、蔵前通りの緑化をさらに推進すること。
- 5、高速道路沿線の環境対策を充実するよう首都高速道路（株）に求めること。
- 6、環七沿線の大気汚染・防音・振動対策を改善すること。
- 7、水戸街道の拡幅事業における環境対策を徹底するよう国に求めること。
- 8、生垣助成制度を充実し、緑化推進をはかること。

7、産業経済部

(中小企業対策について)

- 1、中小企業の悉皆調査を実施し、基礎データの再構築を区自身で行うこと。
- 2、「起業家カフェ」をはじめ、創業支援事業を充実すること。
- 3、仕事確保、新製品開発、大学やデザイナーとの連携、販路拡大をおこなうために、商工予算を大幅に増額すること。コーディネーターなど人員増により、執行体制を確立すること。
- 4、区内建設業者の仕事拡大と区民の住宅リフォーム支援のため、住宅リフォーム助成制度を創設すること。
- 5、融資の本人負担利率の引き下げや対象者を拡大すること。
- 6、一般融資の借換え制度は、元金を6ヶ月以上返済していれば対象にするよう改善すること。
- 7、「優良工場」「優良製品」「優良技能士」を認定し、顕彰する制度をさらに発展させ「葛飾マイスター事業」として、補助金や奨励金を支給すること。小中学校へのマイスターの派遣など、技能の継承や後継者の育成確保につなげること。
- 8、中小企業都市サミットなどに加入し、他自治体との交流を深めて区内企業の受注拡大に努めること。
- 9、リース代、家賃等の固定費の補助制度を創設すること
- 10、東四つ木工場ビルの家賃を値下げし、使用要件を緩和すること。
- 11、弟子入り支援事業を復活し、助成額を抜本的に引き上げ、伝統工芸以外の他の産業にも拡充すること。
- 12、区内既存銭湯への支援をつよめるとともに、銭湯への送迎バス等を実施し、“風呂難民”の解消に努力すること。
- 13、城東地域の産業、商業集積ネットワークづくりのため位置づけを強めること。

(商店街対策について)

- 1、個店に対する経営相談・支援を強化すること。また、内装・リフォームに対する助成を創設すること。
- 2、空き店舗活用イベントやサロンを実施すること。
- 3、商店街装飾灯のLED化を促進し、電気代助成を全額補助すること。
- 4、中小商店・中小企業の日除け・雨除け・袖看板等の道路占用料を全額免除す

- ること。
- 5、フランチャイズ店に商店街との協力を義務づけること。
 - 6、大型店から区内商業をまもるために、商店街と連携し、無秩序な進出をおさえること。
 - 7、プレミアム商品券は区自身も発行し、継続して実施すること。

(農業政策について)

- 1、農業関係者とともに、T P Pに反対すること。
- 2、「葛飾元気野菜」定着化支援事業を継続し充実するとともに、直売事業と商店街の活性化連携事業を拡大すること。
- 3、生産緑地の条件に満たない農地の維持・保全のために、緑地補助や農業体験農園への支援び設置の促進をすること。
- 4、農業の担い手確保に努力すること。

(観光について)

- 1、観光文化センター、山本亭に、65才以上の割り引き料金を設定すること。
- 2、「寅さん記念館」の周辺に適地を取得し、葛飾の優れた伝統工芸や葛飾在住の美術家作品の展示、即売、実演体験などができる美術・伝統工芸館を開設すること。
また、その施設の中に、「寅さん映画」を中心とした映画館を併設すること。
- 3、「寅さん記念館」を郷土と天文の博物館と連携させ、生涯学習の機能を持たせること。
- 4、水元公園内にある金魚の展示場を観光資源として位置付け、それにふさわしい整備をすること。
- 5、本区の友好都市等との交流を生かした観光施策を構築すること。

(雇用対策について)

- 1、就労支援課を創設すること。
- 2、「雇用マッチング支援事業」を民間まかせにせず、区の直営で行うこと。
- 3、若者の「労働相談室」(若者サポートステーション)を開設し、就労斡旋・雇用と失業対策強化をすること。
- 4、都発行の「ポケット労働法」の版權を買い取り、成人式の記念品や区内高校

- 卒業者に配布し、普及すること。
- 5、ブラック企業相談窓口を創設すること。

8、地域振興部

(区民事務所・区民サービスコーナーなどについて)

- 1、区民サービスコーナーの窓口業務を拡充すること。
- 2、東立石、お花茶屋、東金町、新宿、青戸、四つ木、奥戸、立石、西水元、東四つ木の各地区センターにおける窓口業務を実施すること。
- 3、地域コミュニティー施設の廃止をおこなわず、トイレの洋式化など整備・改善を早期におこなうこと。
- 4、地域コミュニティー施設の長机、椅子を早期に更新すること。
- 5、高砂、堀切区民事務所の精神・難病の医療費申請などの窓口保健師を配置すること。

(防災対策について)

- 1、新小岩公園の高台化については、住民に対する説明会を開催し、住民合意なしで拙速な工事を行わないこと。
- 2、災害弱者の避難対策を強化すること。
- 3、中川堤防の耐震化を急ぐこと。大場川の堤防整備を行うこと。
- 4、地震により津波と火災が同時に起こった場合など複雑な想定を行い、それぞれに見合った避難場所の確保を行うこと。
- 5、耐震診断の区内業者の登録を増やすこと。
- 6、木造家屋耐震工事・建替えを推進するためにも耐震補強のメニューを増やし、助成額の抜本的な拡充を行うこと。
- 7、防災無線は、使用のタイミング、内容、発声方法などについて十分研究・精査し、指針を整備すること。
- 8、正確な情報提供のためにも、自治町会との連携、掲示板と広報車の活用を位置付けること。
- 9、消防団の分団詰所、資機材置場の改善を都に働きかけるとともに、独自の支援を強めること。
- 10、市民消火隊に対する位置づけを明確化し、立ち上げ、維持に対する具体的

な支援を行うこと。

- 11、一時避難場所のサインボードをわかりやすくリニューアルすること。
- 12、集合住宅におけるエレベーターには、地震時管制運転装置を設置すること。
- 13、地域における火災報知機の購入助成を行い、初期消火が容易になるようにスタンドパイプなどの増設および訓練を適切に行うこと。
- 14、家具転倒防止器具に対する助成の拡充をすること。
- 15、備蓄倉庫における卓上カセットコンロの台数を増やすこと。
- 16、感震ブレーカーの助成制度は、全世帯を対象にすること。
- 17、道路、ライフラインなどの液状化対策の計画をつくること。

（放射能対策について）

- 1、放射線対策室を復活し、区の除染基準を見直すこと。
- 2、私有地も含め、測定・除染対策を抜本的につよめること。
- 3、除染作業は迅速に行うこと。
- 4、給食をはじめ、食材の検査体制を強化すること。
- 5、子どもの健康診断を実施すること。
- 6、公園・児童遊園、学校、保育園など、子どもが長い時間過ごす公共施設は、放射性物質が溜まりやすいところなどを定期的に測定し、数値を公表すること。
- 7、水元公園や都営住宅などの除染を都に実施させること。
- 8、東京電力に対し、区の除染費用の全額負担を求めること。

9、都市整備部・都市施設担当部

（住宅について）

- 1、都営住宅を大量に建設するよう、都に要請すること。
- 2、都営住宅の型別供給をやめるよう、都に要請すること。
- 3、都・区営住宅の使用承継は、親子間等を認めること。
- 4、小合団地の建替えは、住民の意見を尊重しすすめること。
- 5、都・区営住宅の単身者募集に、年齢制限をもうけないこと。
- 6、都・区営住宅に、エレベーターを設置すること。また、エレベーターにかか

- わる住民負担の軽減を行うこと。
- 7、住み替え家賃差額助成制度を復活すること。
 - 8、住環境整備課にマンション相談コーナーを設け、専門家によるマンション住民や管理組合の相談に応じること。
 - 9、マンションのバリアフリー化や共用部分の改修について、積極的に支援を行うこと。
 - 10、ワンルームマンションの規制を新たに設けること。
 - 11、高齢者、若者、ひとり親家庭への家賃補助制度を創設すること。
 - 12、防犯・防災、近隣トラブルなどのもとになる空き家対策をすすめるとともに、有効活用などを検討すること。
 - 13、ゴミ屋敷対策を講じること。
 - 14、いわゆる「脱法ハウス」の調査および是正指導をつよめること。
 - 15、遺体保管所について、住環境保全のためのルールづくりをすること。
 - 16、旧職員寮・教職員寮の住宅への転用を検討すること。

(バス路線について)

- 1、慈恵医大葛飾医療センター～青砥駅間のバス路線は、保健所・区役所を経由すること。
- 2、新柴又駅～高砂駅間の路線を新設すること。
- 3、お花茶屋～綾瀬間の路線を新設すること。
- 4、亀有～綾瀬間（綾1）は、朝夕1時間延長し、綾瀬東口のバス停を増設すること。
- 5、金町駅～ウエルピア間のバス路線の増便をすること。また堀切菖蒲園駅まで延伸すること。
- 6、区役所～ウエルピアなど、公共施設間のバス路線を新設すること。
- 7、新小52、新小53のバス停を新小岩駅の南口まで延伸すること。
- 8、新小岩53の路線は、土・日・祝日も区役所を経由すること。
- 9、京成幸田路線をさらに増便・改善すること。西水元四丁目バス停と大場川水門バス停の間に停留所を新設すること。
- 10、高砂3・4丁目、鎌倉2丁目、細田4丁目の一部の不便地域を解消すること。
- 11、水元・東水元地域の交通不便地域を解消すること。

- 12、西水元循環バス（東武バス）を綾瀬まで延伸・増便すること。
- 13、新小岩～四つ木経由～亀有行きを増便すること。
- 14、既存のバス路線を見直し、細田～奥戸方面へのバス路線を延長すること。
- 15、バス停に運行状況の表示板を設置するよう要請すること。
- 16、バス停の屋根、椅子の整備をすること。
- 17、亀有駅南口及び北口広場に、バスの発着場所及び運行案内を示す表示板を設置すること。
- 18、新小岩～金町駅間の平日運行を実施すること。
- 19、新宿に移転する日本赤十字産院と公共施設等とのアクセスを改善すること。
- 20、金町～浅草寿町・青砥車庫、錦糸町～青砥車庫間を区役所まで延伸すること。

（道路の整備について）

- 1、自転車道の確保とともに、自転車の正しい乗り方をPRすること。
- 2、都市計画道路 138 号線において、東金町小学校横のTの字交差点部分と原田小学校西側交差点、および三菱跡地開発地に連動する南水元 1 丁目の交差点に信号機を設置すること。
- 3、車両混雑解消のために、138号先の中川に新橋梁を早期につけること。
- 4、東立石中川流域の歩道整備及びガードレールの新設をすること。
- 5、京成上野線ガード近く（平和橋通り）の堀切5丁目歩道橋のある交差点を改善すること。
- 6、西亀有3丁目のセイムス前の交差点を改善すること。
- 7、金町駅東側南北道路の北側に信号を設置すること。
- 8、王子金町地区江戸川線（岩槻街道および東武バス通り）の整備安全対策を東京都と連携してすすめること。
- 9、商店街には、短時間無料の自転車置き場を設置および増設すること。
- 10、既存の無料自転車置場は存続し、新たに増設すること。
- 11、バイク専用駐車を計画的に設置すること。
- 12、放置自転車の撤去費用の引き下げと運用の改善をはかること。
- 13、民間企業の利益のために自転車駐車場の管理を請け負わせ、シルバー人材センターを下請け化することはやめること。
- 14、高砂橋と環七間の区道の安全対策をおこなうこと。

- 15、歩車分離交差点の自転車安全対策を行うこと。
- 16、理科大通りの安全対策を行うこと。
- 17、曳舟通りの花壇の整備を行うこと。

（駅周辺・駅バリアフリーについて）

- 1、立石駅周辺地区再開発は、住民合意が得られておらず、根本的に見直すこと。
- 2、立石駅周辺連続立体交差化事業をすすめるにあたっては、立石駅区間の地権者の生活・営業再建を最優先すること。
- 3、立石駅上りホームにはトイレがないなど、改善を求めること。
- 4、立石駅に、特急の停車を求めること。
- 5、四ツ木駅に、エスカレーターの増設をすること。
- 6、四ツ木駅前の整備計画は、住民合意のもとに変更すること。
- 7、金町6丁目駅前地区再開発は、住民本位にすすめること。
- 8、金町駅北口の駅前広場を整備し、バス路線が増やせるようにすること。
- 9、亀有駅地下駐輪場に、エレベーターを設置すること。
- 10、新小岩東北口のアクセスを改善すること。
- 11、お花茶屋2号踏切は単独立体として、早期に実現すること。
- 12、高砂駅の高架化を早期に実現すること。
- 13、青砥駅メイン入口にエスカレーターを設置すること。
- 14、新柴又駅前広場にトイレを設置すること。
- 15、新金貨物線の旅客化を推進すること。
- 16、新小岩駅に、緩行線もホームドアを直ちに設置すること。その他の区内駅についても促進すること。
- 17、亀有駅南口の強風対策を行うこと。
- 18、金町駅に西口を作ること。

（公園・児童遊園について）

- 1、遊具やトイレの実態調査を実施し、整備改善をおこなうこと。
- 2、清掃回数を増やすこと。
- 3、ゴミ箱・リサイクルボックスを設置すること。
- 4、青戸平和公園の名にふさわしく、リニューアルすること。トイレの改修をおこなうこと。

- 5、小菅東スポーツ公園にエレベーターを設置すること。
- 6、水元公園について
 - イ、外環下を整備し、公園の一体化をすすめること。
 - ロ、自然公園の維持管理にふさわしい専門の職員配置を増やすこと。
 - ハ、松戸、草加線を横断可能にすること。
 - ニ、東金町8丁目6番と34番の動線をスムーズにすること。
 - ホ、加用水を早期に親水公園にするなど整備すること。
 - ヘ、金町・松戸関所跡の資料館を設置すること。
 - ト、水元公園の歴史資料を、旧緑の相談所などの施設に設置すること。
 - チ、水元公園でパークトレインを走らせるよう都に働きかけること。
 - リ、噴水の早期再開をすること。
- 7、東立石緑道公園に、水遊びができるスペースを確保すること。
- 8、公園駐車場は、無料にすること。
- 9、曳舟川親水公園の舞台の屋根を改修すること。
- 10、高砂団地跡地の車庫移転先用地を広場として活用できるようにすること。
- 11、鎌倉公園のプールは廃止しないこと。

(その他)

- 1、緑道やバス停に、「一休みベンチ」や「腰掛けガードパイプ」を設置すること。
- 2、「住居表示案内図」の掲示板や電柱などの住居表示プレート进行调查し、古くなっている所は新しくし、プレート表示がない所は設置すること。

10、教育委員会

(教育環境の整備について)

- 1、ひとり一人にゆきとどいた教育を行うために、30人学級を実現すること。
- 2、施設調査結果でCランクとされた学校の早期の改築をすること。
- 3、未来を見据えた学校づくり計画に基づく学校統廃合はしないこと。
- 4、校舎等改修費や修繕費を大幅に増やし、各学校からの修繕要望に直ちに 대응すること。
- 5、トイレ改修を早期に終了すること。

- 6、学校の校具・教材・物品等の購入費は大幅に増額すること。また、パソコン関連予算や図書購入費は、別枠で措置すること。
- 7、小・中学校の就学援助は、少なくとも生保基準の1.3倍にすること。支給するための生活保護基準の住宅費基準を見直すこと。申請もれがないよう事務の改善を行うこと。
- 8、就学援助の支給にあたっては、入学準備金、修学旅行費など実情に応じた期、支給額に見直すこと。
- 9、中学生の職場体験は、過大にならないようにすること。
- 10、小中学校のスクールカウンセラーの配置日数を増やすこと。
- 11、スクールソーシャルワーカーを増員すること。
- 12、学校給食の民間委託はやめること。
- 13、義務教育は無償の原則にのっとり、私費負担をなくすこと。
- 14、学校給食費は、完全無償にすること。
- 15、小中一貫教育は、区の教育行政全体として位置づけ、小中学校の連携をすすめること。
- 16、返済不要の奨学金制度を創設すること。

（特別支援教室について）

- 1、教育センター内の「適応教室」を区内各地に分散し、通学しやすくすること。
- 2、特別支援教育拠点校を増やすこと。
- 3、特別支援教室で年度途中で対象児童が増えた場合、正規職員の増員を都に求めること。また区講師の体制強化を行うこと。

（区立幼稚園について）

- 1、区立幼稚園における3才児や2才児保育、預かり保育を実施するなど拡充すること。
- 2、区立飯塚幼稚園を存続すること。

（社会教育施設について）

- 1、図書館不便地域（半田地域など）は、早期に解消すること。
- 2、各地域図書館は、エレベーター設置など、バリアフリー化を進めること。
- 3、図書購入費を増額すること。

- 4、学び交流館に、社会教育主事を配置すること。
- 5、教育資料館を復活すること。
- 6、新宿図書センターは、工事期間中、地区図書館規模の代替施設を確保すること。

(スポーツ振興について)

- 1、区内に50メートルプールを整備すること。
- 2、区内各地に、地域体育館を整備すること。
- 3、姉妹都市等とのスポーツ交流を活性化すること。
- 4、フットサル、スケボーなど青少年の健全育成に資するスポーツ施設を作ること。

(保田しおさい学校について)

- 1、体験教室を増やし、積極的にPRをすること。
- 2、体育館を設置すること。

(その他)

- 1、温水プール、博物館は65才以上を無料にすること。
- 2、小劇場として使える施設を整備すること。
- 3、区内で活動する芸術家を中心に、作品などの常設展示場を整備すること。
- 4、文化・芸術団体に対する助成の拡充をすること。
- 5、PTA本部役員退任者への感謝状は、本部役員全員を対象にすること。